

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成28年12月14日(水) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後2時53分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 大柴 邦彦  
副委員長 上田 仁  
委員 白井 成夫 鈴木 幹夫 石井 脩徳 山田 一功  
奥山 弘昌 宮本 秀憲 飯島 修 清水喜美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 茂手木 正人 観光部次長 樋川 昇 観光部次長 仲田 道弘  
観光企画課長 奥秋 浩幸 観光プロモーション課長 小林 厚  
観光資源課長 篠原 清美 国際観光交流課長 古谷 健一郎

農政部長 大熊 規義 農政部理事 西野 孝  
農政部次長 岡 雄二 農政部技監 渡邊 祥司  
農政総務課長 丹澤 尚人 農村振興課長 清水 一也  
果樹・6次産業振興課長 安藤 隆夫 販売・輸出支援室長 大久保 雅直  
畜産課長 鎌田 健義 花き農水産課長 原 昌司 農業技術課長 依田 健人  
担い手・農地対策室長 中村 毅 耕地課長 福嶋 一郎

公営企業管理者 一瀬 文昭 エネルギー局長(企業局長併任) 赤池 隆広  
企業局次長(エネルギー政策推進監併任) 末木 鋼治 企業局技監 日向 一郎  
エネルギー政策課長 秋元 達也  
企業局総務課長 清水 義周 企業局電気課長 浅川 晴俊

産業労働部長 平井 敏男 産業労働部理事 手塚 伸 産業労働部次長 立川 弘行  
労働委員会事務局長 小林 明  
産業政策課長 飯野 正紀 商業振興金融課長 高野 和摩  
新事業・経営革新支援課長 内藤 裕利 地域産業振興課長 山岸 正宜  
企業立地・支援課長 初鹿野 晋一 労政雇用課長 上野 睦  
産業人材育成課長 横森 充  
労働委員会事務局長次長 小林 善太

議題(付託案件)

第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第107号 平成28年度山梨県営温泉事業会計補正予算

第110号 指定管理者の指定の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要      まず、委員会の審査順序について、観光部関係、農政部関係、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時38分まで観光部関係、午前10時58分から午前11時53分まで農政部関係、午後0時59分から午後1時18分までエネルギー局・企業局関係、午後1時35分から午後2時53分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等      観光部

※第105号      平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑              なし

討論              なし

採決              全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(IR法案への対応について)

宮本委員      ニュースにもありましたように、IR法案が年度末に成立する予定だと思うんですけども、カジノを含むこういった法案ができた場合、山梨県として、今の段階で、何か検討というか、例えば、そういうものを誘致するような要望とかをしていくのかどうかということ、ちょっと教えていただければと思います。

奥秋観光企画課長      カジノ等については、現在のところ、誘致要望等の予定はしておりません。

宮本委員      現状ということなんですけど、そういったことは議論していないということではよろしいんですか。当然、法案が出てきているということで、例えば、富士北麓地方なのか、あるいは北杜のほうなのか、国中のほうなのかって、ちょっとわからないんですけども、当然、国がそういう法案を出していて、成立の可能性があれば、県としても少しは議論されていると思うんです。内々に議論もされていないという認識でよろしいですか。

茂手木観光部長      IR法案の関係につきましては、カジノ法案と呼ばれていますけれども、これは以前から話題になっておまして、私がほかの部にいたときですけれども、内々にIR法案の中身について研究をしておりました。ただ、それが具体的にどうかというようなところまでには至っていないんですけども、あくまで法案の中身を勉強するような段階で準備をしていたということとはございます。

(峡中地域の観光戦略について)

飯島委員      峡中地域の観光戦略についてお伺いしたいと思います。先日、信玄公の隠し湯

で知られている積翠寺温泉の旅館、要害が来年の1月末で閉館し、122年の歴史に幕をおろすとの新聞記事がありました。私の生まれた所であり、地元でもあり、その旅館からの甲府盆地の眺めはすばらしく、人気もあったので、ほんとうに残念というのが私の正直な気持ちであります。

そこでお伺いします。世界文化遺産登録を契機として、富士北麓地域の観光客の増加への取り組みや、峡東3市と連携した県産ワインを生かした峡東ワインリゾート構想など、本県ならではの観光戦略が展開される一方で、甲府市を中心とした峡中地域の取り組みはまだまだという感じがするんですけども、峡中地域の観光戦略についての考え方を、ここで一つ教えてください。

篠原観光資源課長 甲府市を中心とした観光振興ということですけども、昇仙峡等がございまずので、そちらのほうにつきまして、現在、景観を生かして、またにぎわいを取り戻そうということで、観光部だけではなく、県土整備部や森林環境部と一緒にあって、景観づくりに取り組んでいるところでございます。

あと、信玄公祭りが大変大きい峡中の地域のお祭りかと思っておりますので、これについても充実をさせていけるようにということで取り組んでいるところでございます。

飯島委員

私どもリベラルやまなしで、1カ月ぐらい前に昇仙峡に視察に行ってきた、とても紅葉がきれいで、平日にもかかわらず、結構県外ナンバーの車が多くて、さすがだなと思いました。マツクイムシの被害が多いので、これも対策をしないと行かないですが、それは観光部ではなくて、課長がおっしゃったように森林環境部の所管であるので、そういった横断的な取り組みも、ぜひやってもらいたいと思うわけでありまして。昇仙峡、あるいは信玄公祭りという話も出ましたので、ぜひもっともっと発信力を増してやっていただきたいと思いました。

甲府市との連携なくして進まない事業もあると思います。その甲府市との連携がどうなっているのかということ、いつも思っているんですね。漠然とした聞き方で申しわけないんですけど、甲府市との連携について、定期的にこういうことをやっているよとか、この案件に関しては、こういう組織が活発にやっているよとか、そういうお答えがあれば聞きたいんですけど。甲府市との連携は今どうなっているでしょう。

篠原観光資源課長 昇仙峡については、甲府市と一緒に地元の方たちのお話を聞いたり、それから、甲府市や地元の観光協会の人たちと一緒にあって、どの部分をまず優先して景観をよくする取り組みをしていくかということをお話したり、情報発信をどのようにしていったらいいかというような相談をしたりと、定期的に会を設けているわけではないんですけど、常に連絡をしながらやっているところでございます。

信玄公祭りについても、御承知だと思いますけれども、実行委員会の中に甲府市が入っております、3日間のうちの3日目は、甲府市中心で進めているところでございますし、常に連絡をとりながら、連携がとれるようにしております。

飯島委員

わかりました。ぜひ甲府市との連携をさらに進めていただきたいと思っております。

(甲府開府500年、信玄公生誕500年について)

というのは、甲府市の樋口市長が最近、事あるごとに、平成31年には信虎公が躰躰ヶ崎に館を構えてから500年を、平成33年には武田信玄公生誕から500年を迎え、この節目に甲府市を売り出すということをとっても強調しているんですね。市長が強調している、この開府500年と信玄公生誕500年の

節目、この案件に県はどのようなふうにかかわっていくんですか。

篠原観光資源課長 開府500年のほうにつきましては、甲府市がつくる委員会に観光部長が委員として出席することになっておりまして、最初の会議の開催はこれからだと思いますけれども、出席をして一緒に検討していくという形になると思います。

生誕500年については具体的にはありませんけれども、生誕500年の年が信玄公祭りもちょうど50回の節目の年になりますので、そういったところは信玄公祭りの枠組みの中でも検討はしていかなければならないなどは思っております。

飯島委員 東京オリンピック・パラリンピックもあったり、観光客を誘致する理由になる案件はいっぱいあると思いますので、ぜひ関係機関との連携の充実をお願いしたい。

(マツクイムシの被害について)

先ほどの昇仙峡の赤松のマツクイムシですけど、あそこは環境省の管轄でなかなか手がつけられないという話もあるんですけど、そこは地元の案件ですから、地元も何とかして力を出して、国のやるのを待たないで対応してほしい。実際に山梨県は困っているんですから、対応できるようにしてもらいたいんですけど、そのマツクイムシについてはどうでしょうか。所管が違うのかもしれないが。

篠原観光資源課長 マツクイムシにつきましては、森林環境部のほうで対策をしているところでございまして、森林環境部とも連絡はとっております。県全体では、観光部を窓口にして、県土整備部や森林環境部と連携をして取り組むような形をとっております。

飯島委員 後藤知事も横断的な部局で取り組むということを強調しているわけでありますから、今お答え聞いて安心しましたが、縦割りではなくて、山梨県の観光のために、いろいろな部局を巻き込んでやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

(教育機関と連携した観光立県やまなしの情報発信の促進について)

清水委員 教育機関と連携した観光立県やまなしの情報発信促進について、何点かお尋ねしたいと思います。今までも魅力発信手段として、大学と連携して情報発信をやってきたと思うんですけど、具体的に、どの大学と、どんな連携をやっているのかということ、ちょっと教えていただきたい。

奥秋観光企画課長 大学との連携ということでございますが、本県では、山梨学とか地域学という、山梨を学ぶ講座を実施する県内大学等と連携いたしまして、観光カレッジという事業を推進しております。平成28年度につきましては、県内の7つの大学、また2つの短期大学、1つの短期大学校に在籍する学生を対象としまして、学生が山梨の観光や地域のことを学び、山梨に愛着を持ってもらえるように、講座の受講や観光施設の視察などをしてもらっておりまして、そこで得た山梨の観光情報を学生から広く発信していただくとともに、学生から観光への意見や提案をいただき、観光行政に生かすことを目的に推進しているところでございます。

清水委員 大変難しいんですけども、連携した結果どうなったかという費用対効果とい

うか、この成果の把握というのは、どんな形でされているのでしょうか。

奥秋観光企画課長 観光カレッジ事業におきましては、県では、若い感性を観光行政に生かすこと、大学では、観光現場で学ぶことにより学生へ生きた教材の提供ができるようにすることなどを事業の目的としておりまして、これらの達成を確認するために、受講者に対するアンケート調査や、受講者の方から観光振興のための提案をいただいております。

そのアンケートの調査結果を見ますと、地域に密着した活動に参加できて貴重な体験ができたとか、山梨の魅力を学ぶよききっかけになったといったような、学生へのよい教材の提供になっていることが見受けられておりますし、受講者からの提案につきましては、これまでの着地型旅行の造成等に生かされたこともあり、そういったことによって連携の成果を把握しているところでございます。

清水委員 ありがとうございます。観光立県やまなしが具体的にどうなのかというのは、やはり座学ではなく、現場で確認することが重要なんですけれども、こういった現場体験というのは、大学と連携する中で、どんなやり方で、どの程度取り入れているのでしょうか。

奥秋観光企画課長 やまなし観光カレッジの事業につきましては、いわゆる大学の講義の受講のほかに、現場での体験としまして、観光施設の現地視察ですとか、地域のイベントへのボランティアでの参加、また、先ほど言いましたが、観光振興のための提案レポートの提出をしていただいております。その4つを観光カレッジの修了要件としております。

清水委員 わかりました。実は今、私の母校の高校がセブ島へ行っているんですね。我々の高校のころは京都、奈良といったところでしたが、今は海外ですごくうらやましいなと思っているんですけれども。高校生も海外研修に行くときに、山梨県の魅力がいかに理解できているかによって、海外へ行っても、現地のよさとか、逆に、我々のふるさとの山梨のよさというのが理解できると思うので、高校との連携というのは、私はすごく必要だと思うんですね。そういう意味で、今やっている大学との連携と同じように、高校との連携は考えられておるのかどうかというのを、ちょっとお尋ねしたいんです。

奥秋観光企画課長 山梨の観光事業の理解促進のために、高校生から魅力を発信していただくというのは非常に重要なことだと考えております。そのような中で、いわゆる大学生の観光カレッジによるイベント参加などの情報を、高校生が受け取るという形で飛び火をしているんだと思いますが、高校生の皆さんの、外国人に対する通訳の案内とか、駅の清掃活動といったような、おもてなしの活動が最近ふえてきております。

観光部におきましては、高校からの要請を受けまして、総合学習とか部活動の時間に職員が高校へ出向きまして、山梨の観光学習会を開催したり、また、教育委員会におきましても、県立高校において、郷土の学習資料などを活用して、山梨の魅力を知る機会を充実させていると伺っております。

また高校生が、みずから観光の研究報告会を開催いたしまして、地域の活性化やおもてなしの取り組みについて、県に対し提言を行うなどの活動も見られておりまして、そのような形での高校との連携につきましては、今後も継続していきたいと考えております。

清水委員

若い感性を持った高校生、大学生の、そういった情報をいかに、この観光立県やまなしのベースに取り入れるかというのは今後重要だと思うので、今お話を伺ったようなことを、ぜひ今後も積極的に拡大していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

奥秋観光企画課長 積極的に連携等を進め、事業の推進に努めてまいりたいと思います。

(本県観光の起爆剤について)

臼井委員

一言聞きたいんだけど。観光客が多くなったとか、国ではもう何千万とか、いろいろなことを言っていますが、私どもが耳にする限り、山梨県の観光業者、あるいは先ほど飯島委員からもお話がありました旅館、ホテルの関係、あまりいい話を聞かないんですね。そういう中で、私は山梨の観光の、いわゆる起爆剤というものが何か一つ、残念ながら欠けているんじゃないかなと、こういう気がします。あえて観光部という部まで持って、大勢の職員がそれにかかわって、いろいろな努力をしていることは承知しているんですけども、山梨県観光の起爆剤というのは何かあるんですか。

奥秋観光企画課長 起爆剤と言えるかどうかですが、本年3月に、観光を経済活動、産業として捉え、観光産業のさらなる活性化を図るために、やまなし観光産業活性化計画を策定しております。この計画におきましては、観光産業の稼ぐ力、働く魅力を高めることを基本方針にしまして、やまなし観光推進機構をDMO化し、観光事業者の経営の支援を図ることとしております。経営の支援という視点ではないのかもしれませんが、そういった経営ということにつきましては、今までも地域の取り組みとしてやってはきましたが、観光事業者に対する経営支援の強化を図ることにつきまして、現在、その支援の内容を検討しております。

生産性の向上については、ノウハウのない中小や零細の観光事業者に対し、現場に入って具体的なコンサル活動をするといった必要性も計画の中で対応策として示したところでもありますので、広く事業者へノウハウを提供して、問題意識、経営の気づきといったものが得られるように支援するとともに、個別に経営に関する職診断や助言等を行いながら、しっかりと事業者からの相談を受けとめて支援をする体制をつくることを現在検討しております。

来年度の4月からは、しっかりとやまなし観光推進機構のDMO化を図りまして、観光事業者に対する支援につきましても強化してまいりたいと考えております。

臼井委員

先ほど宮本委員が提起したというか、質問したことに対しても、ほとんど言下に否定をされているような感じに私は受けとめたんですけども。

この委員会には富士山周辺の委員はいらっしゃらないんだけど、富士山周辺の観光客の様子を業者から私はよく聞くんですが、富裕層はあまり見られないと、トイレを使って、ちりを捨てて、騒ぎは大きいけれども、実りは極めて少ないと、こういうことをよく聞きますよ。富士山、五合目周辺の外国人観光客の話。全国でしのぎを削って観光客の確保を頑張っているみたいなんだけど、もちろんイベントもいいんでしょうけれども、先進的な県のいいものは、ただまねるだけじゃなくて、そういったものにどのように付加価値つけるかなど、いろいろな研究や検討は必要なんだろうと思う。観光部というものが存在して、観光推進機構なんていう組織まで持って、JTBのような日本を代表する会社で長い間努力してきた皆様がスタッフになって一生懸命やっておられるということは、それなりに理解しているんですけども、何か、あと一步。

例えば観光部が昇仙峡についても、いろいろ心を砕き、いろいろな手をつくしていることはよく承知してはいますけども、ほんとうに、ごくごく特定の日以外は閑古鳥が鳴いているということを聞くんですよね。山梨県の昇仙峡と云ったら、全国でも有数の景勝地だと言われているんですが、言葉の悪い人の話かどうかは別として、閑古鳥が鳴いているという話をよく聞きますよ。そういう中で、観光戦略というものが何か、やっぱりいまいち不足しているのかなと、こんなことをどうしても思わざるを得ないんです。

くどいようですが、富士山周辺にしても、人は大勢来るけれども実りは少ないと明確に言っているんですね。山梨県にくる観光客がどのぐらいのお金を落としてくれているか、そういう統計的なものがあるはずなんですけれども、それが今現在どんな様子なのか、過去に比べて、どのぐらい伸びているのかどうか、私は承知していませんけれども。

例えば石和。一昨日の夜、石和での会合に出たときに、有名な庭園のホテルが売りに出ているという話も聞きましたよ。真偽は知りませんよ。あくまでも、人様のお話ですから。そんなお話も実はあって、ほんとうなのかなと。まさに残念のきわみだと思えますが。ただ確かに、石和に行って聞いても、あそこあそこあそこが勝ち組で、あとはみんなだめだみたいなことを言う人たちはいっぱいいるんですよ。そういうことを観光部は熟知していますか。

奥秋観光企画課長 観光消費額は平成26年度が3,573億円でございまして、先ほど申し上げましたやまなし観光産業活性化計画におきましては、平成30年度に3,989億円と、11%増を目指すこととしております。

また、富士山等の外国人等につきましては、中国のお客様が激減したといった情報は捉えております。また、富士山観光について、中国人ブームが落ちついてきているとか、日本に世界遺産がふえて、目的地が分散化しているといった声も把握をしておりますが、今後につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり、人数だけを呼び込むのではなく、しっかりと観光消費額を増大させる形での施策への取り組みも進めていきたいと考えております。

白井委員

最後に観光部長、僕はやっぱり、毎日毎日そのことのみを仕事としている皆様は、一々メモを見なくても、ぱっと挙手をして、こうだ、ああだということが言えるようでない、ほんとうのプロとは言えないと思うんだな、はっきり言って。全てメモを見なければ答弁もできないというのも、これも残念な話なんだけども。どういうことかという、例えば、実際こういうイベントができないかということ、今真剣に考えているんだとか、こんなことはメモを見て言うべき話じゃないと思うんだよね、実際言って。

もちろん仕事ですから、真面目に一生懸命努力しているということは想像してはいますけれども、何かインパクトに欠けるといふか、もうほんとうに今、観光地同士の地域間競争が激しくて、コピーなんか幾らやったってどうにもならないということなのかもしれません。私はよく知りませんが。しかし私は、五合目で一生懸命努力している経営者も知っているし、売りたいって言っている河口湖の旅館の経営者もよく知っているし、昇仙峡でささやかに売店をしている皆様もよく知っているし。言うなれば我々は現場をよく知っているんですね。あなたたちも当然現場を知らなきゃいけないわけだけども。

今の山梨の観光消費がどうかということは、私はあまりデータを承知していませんから、そのことに対しては言及できませんが、とにかく観光部それぞれのセクションが、私たちが、例えばイベントとか、あるいは観光戦略とかということ、をここで質問したときに、競って挙手をするみたいな、そういうものでないと、

何かちょっと残念だなという気がして私はならないの。役所のことだから、このジャンルはこの人が答弁するんだ、この質問はこの人が答弁するんだというものはもちろんあるんだろうけども。だけど、観光というのは、要は、どのセクションがどうだこうだというよりも、まさに観光部内が一体となって、いろいろな情報や方針を共有しながらやっているものだと思うんだね。そういう意味で、場合によると、ちょっとマンネリ化しているのかなと。今、全国の都道府県で観光部がどのぐらいできているか僕は知りませんが。ここにはこれだけの幹部の皆さんが来ているわけであって、それ以外の方々も入れると、観光部でも相当数の職員が仕事に従事しているんだと思います。

そういう意味で、根本的にというか、抜本的にというか、大げさかもしれないけど、観光業者が悲鳴を上げているという事実を直視しなきゃいけない、理解しなきゃいけないと思うんです。観光部を挙げて、山梨観光をこういうふうにするんだというものをここで、まさに新しいものを我々に示してくれることを期待して、こういう質問をしておるんだけども。そこまでは及んでいないみたいな気がするんだけども。観光部長の決意というか、所信の一端を聞いて終わります。

茂手木観光部長 委員のお話、身にしみるものがございまして、委員が冒頭でおっしゃいましたけれども、確かに、観光でハード面の整備といったものができれば、ほんとうにいいことなんですけれども、なかなか厳しい財政事情の中で思うに任せないところがあって、私どももじくじたる思いもあるわけでございます。

山梨県の観光ですけれども、起爆剤ということを経営も先ほど御指摘の中で申されましたけれども、やはり観光を強くしていくためには、それぞれの観光地が売り出すようなものを抱え、観光地集客がどんどんできるような状況にしていかなければならない。いわゆる観光地に磨きをかけていかなければならない。そうすれば、お客さんにいっぱい来てもらって、お金を落としてもらえるのではないかと、それが入り口じゃないかと考えておまして、そういったところで、峡東のワインリゾートや、あるいは今年は峡南地域の文化、歴史を題材としたツーリズムといったことに戦略的に取り組みを進めているところでございます。

ただ、そういった取り組みは、政策的な取り組みとは別に、先ほど観光事業者が悲鳴を上げている状況だというお話がございましたけれども、どの課、どの担当ということではなく、我々が現場のほうに出かけて行って、地域の観光事業者とよく意見交換をして、この観光地をどうしたらいいかということ常日ごろから相談に乗り、また方向性を観光事業者と一緒に定め、また観光事業者と一緒に、さまざまなイベントを考え、観光事業者と一緒に取り組んでいくというようなことを観光部一丸となって、これからなお一層進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞその辺のところをよろしく御理解のほど、お願い申し上げます。

主な質疑等 農政部

※第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(水産技術センター飼育池改修事業費について)

山田委員

それでは、水産技術センターの飼育池の改修事業費についてお伺いをしたいと思います。私たちも、果樹試験場がサクランボなどのいろいろな新品種をつくって農家に種苗を渡すというのは何となくイメージができるんですけど、そもそも水産技術センターの役割と、県内の水産業の現状を、まず教えていただけますか。

原花き農水産課長 水産技術センターは、本県の水産業の振興の拠点として、県内漁協、あるいは養殖業者を対象として、内水面漁業にかかわる増養殖の研究、種苗生産、普及指導を行っている施設でございます。

県内の水産業の状況でございますが、養殖魚につきましては、県内は湧き水が豊富でございますので、そうした豊富な湧き水を利用したニジマスなどのマス類やニシキゴイなどが生産されております。生産者は約50業者、生産額は全体で約11億円になっております。

また河川、湖沼漁業につきましては、溪流魚やアユ、ワカサギなどを目当てに、県内外から年間延べ22万人の釣り客がアユ漁を行っております。その漁場管理を県内の17漁協が行っているところでございます。

いずれにしましても、内水面漁業につきましては、海面の漁業に比べて水産資源が枯渇しやすいことから、種苗の増殖安定供給が必要とされており、水産技術センターもその事業に取り組んでいるところでございます。

山田委員

ちょっと意地悪な質問になっちゃうかもしれませんが、多分、種苗を売り上げていくということですよ。いわゆる県の水産技術センターに投下する費用と売り上げ、その費用対効果というのは、どんな感じになるんですか。

原花き農水産課長 費用対効果の納得のいく御説明ができるかどうかわかりませんが、いずれにしましても、アユをはじめとした種苗の生産につきましては、漁協のほうに購入していただいております。おおむねですが、現状で言いますと、生産費用の約半分の単価で供給をしています。

これについては、種苗供給の公共的な意味というのがございまして、1つは病気の蔓延の防止ということがございます。それから漁協がアユを放流することで、河川環境の改善につながるという、地域への波及効果がございます。そういったことも考えまして、水産技術センターで事業を行っているということでございます。

山田委員

そうすると、一部お答えをいただいているのかもしれませんが、今後この種苗の生産や供給については、この改修によって、どのような改善ができるんでしょうか。

原花き農水産課長 種苗の供給につきましては、先ほど説明した2つがございまして、1つはアユの放流種苗の供給でございますが、これは県が供給開始したものでございます。これにつきましては、平成9年以降、県下で冷水病という、ちょっと深刻な病気

が発生したことから、冷水病のフリー種苗の生産供給を技術センターが行って、発生を防いでいるものであります。これにつきまして、さらにアユのフリー種苗の供給を促進するという事で改修を進めていきたいと考えてございます。

もう1つはコイ類ですが、平成15年に全国的にコイヘルペスウイルスが大発生しまして、民間のコイの種苗生産ができなくなったということがございまして、そのコイヘルペスウイルスのフリー種苗をやはり県が供給をしていくということで、今回の事業をさせていただきたいと思っております。

山田委員

わかりました。今回の改修も含めてですが、今、水産技術センターで供給しているもので、いわゆる需要は間に合っているのかということと、あわせて今後どのように取り組んでいくのか、最後にお聞きします。

原花き農水産課長

公共的な目的で行っている種苗の供給につきましては、ほぼ水産技術センターの種苗供給事業として実施をさせていただいております。先ほどのアユ、コイ以外でも、マス類とか、あと、ホンモロコという峡南地域の特産物ですが、そういった地域振興を目的としたもの、あるいは民間の業者では供給ができないものについて、ほぼ水産技術センターの供給で需要を満たしていると考えております。

水産の振興の今後の方向ということですが、非常に厳しい状況にございます。消費者の魚離れ、あるいは先ほど言いました新たな病害の発生、景気の低迷も含めまして、非常に厳しい状況にございますので、今後、より生産効率のよい優良種苗の供給に向けた試験研究も行っていきますし、それから漁協、漁連や養殖業者と連携いたしまして、県産淡水魚全体の消費拡大対策ということで、いろいろな活動を進めていきまして、釣り客の増大や、消費者、実需者の魚の購入需要を拡大していきたいと考えております。その一環として、新たな県産ブランド魚の開発、普及も推進していきたいと考えております。

あわせて、カワウや外来魚による食害の防止対策や、内水面漁業にかかわる県民意識の向上といった普及活動を進めさせていただきまして、水産業の振興を総合的に推進していきたいと考えています。

(果樹試験場の施設等整備費について)

上田副委員長

農の4ページ、果樹試験場費のうちの施設等整備費についてお伺いします。ブランドをつくるということだと思いますけれども、山梨県は、ブドウ、桃、スモモなどについて、ブランドを持っていますけれども、サクランボについては、私が知っている範囲では高砂と佐藤錦なんです。これから何かを、ということだと思うんですけども、今まで試験場でどのような試験をやってきたのか、その辺をまず教えてください。

依田農業技術課長

これまで果樹試験場で行ってきましたサクランボの試験研究でございしますが、サクランボ自体の栽培に関しましては、山梨県が国内の南の端っこ、一番南限とございまして、早場の産地であるということがメリットとして挙げられております。このメリットを生かせるよう、これまで出荷時期が早いわせ品種の育成を基本といたしまして、食味や着色にすぐれた品種の育成、それから、育成した品種について、山梨でつくりやすく、しっかりつくれるといった栽培技術の確立を目指しまして、先ほどの補足説明資料にありましたような、わせ品種の甲斐オウ果1号、これにつきましては大玉で、糖度もしっかり乗ってくるという特徴を持っておりますし、また甲斐オウ果6号、これも着色にすぐれ、収穫時期が早いという品種を育成してきたところでございます。

上田副委員長 この課別説明書に、温暖化に対応した、と書いてあるんですけども、例えば、温暖化が進むことによってというか、現状、温暖化が進んでいるとは思いますが、高砂とか佐藤錦に、具体的にどんな影響が出ているのか教えてください。

依田農業技術課長 温暖化のサクランボへの影響ということでございますが、サクランボは5月ごろから6月にかけての収穫の時期に高温に遭ってしまいますと、果実が軟化してしまう——うみ果と言っておりますけれど、そういった状況になってしまったり、3月下旬から4月上旬の開花の時期に高温に遭ってしまいますと、その後の雄しべと雌しべがくっつくのがなかなかうまくいかずに、結実不良というような状況が起こってしまいます。

また、ハウス栽培もサクランボでは行われておりますけれど、冬場一定期間寒さに当ててから加温をしないと、成育不良が起こってしまいます。ですから、暖冬が続いてしまいますと、加温を始める時期が遅くなってしまい、収穫時期が後ろにずれてしまいます。山梨は早場産地でございますので、大産地である山形と出荷時期が同じぐらいになってしまうというような影響が出てしまうということでございます。

上田副委員長 聞き詰めてしつこいようですけども、いろいろな課題があるということで、それに対応しようということですけども、サクランボの季節に観光で来たりしますよね。収穫期間が短いので、もう少し長ければ、というのがほんとうの地元の希望なんですよ。もう少し長い期間があれば、山梨県の観光や農業にも非常にいいと思うんですけども、どんな目標を持って、この品種改良というか、新しいものをつくっていかうとしているのか、その辺を教えてください。

依田農業技術課長 この施設をつくった後の展開でございますけれど、まずは温暖化に対応したサクランボの試験研究。開花の時期に高温に遭ってしまっても結実がしやすい、あるいは果肉が一定程度の固さを保てるような性質を持つ品種育成が今後の目標になってくると考えております。

また、本県のサクランボ栽培の多くが観光果実園、観光もぎとり園で栽培されているということを考え合わせますと、やはり収穫時期が早く、木にならせたままでも果肉がやわらかくなりやすいといった品種ですと、収穫の時期の拡大ができます。こういったことから、観光もぎとり園に向けた品種の育成も必要かなと考えております。

上田副委員長 山梨の農業にとって非常に大事なことだと思うんですよ。ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。質問への答えはいいです。

(水産技術センター飼育池改修事業費について)

飯島委員 農の3ページの水産技術センター飼育池改修事業費について、山田委員からも質問がありましたが、課長から魚離れもあって厳しい状況であるということ伺ったんですが、そうはいつでも、そういう厳しい状況であるから、県産のブランド魚の開発を推進するためということでもありますけれども、今現在、ブランド魚と言われている魚は、どのぐらいあるんですか。

原花き農水産課長 県内のブランド魚には、1つは大きなものは甲斐サーモンという、ニジマスの大きいサイズのものでございます。甲斐サーモンレッドということで商標登録も取っております。あとは、先ほど言いましたホンモロコという、峡南地域の名産ということで今取り組みをしている魚がございます。

飯島委員            ホンモロコ？

原花き農水産課長    ホンモロコ。モロコです。コイ類で非常に小さい魚なんですけど、富士川モロコという名前で峡南地域で振興しています。あとは、あまりなじみがない魚かもしれませんが、釣りをされる方には非常にメジャーなヒメマスとか、そういったブランド魚がございます。

飯島委員            魚によって一定ではないと思うんですが、先ほど山田委員から費用対効果という話もありましたが、そのブランド魚の開発をスタートしてから市場に回るまで大体どのぐらいかかるんですか。

原花き農水産課長    魚の種類、あるいは魚を新たに開発するか、あるいは既存のものを使うかということによって大分違うと思いますが、例えば、先ほど話しました甲斐サーモンはニジマスの3倍体という、バイオ技術を使った魚でございます。そういった技術を使うということになると、研究開発に5年とか6年とかかかるということになります。それに加えて、育成するのに3年ほどかかるということで、魚種によっても違いますが、10年とか、そういう長いスパンの開発ということになるかと思えます。

飯島委員            相手が生き物なので大変だと思います。

実は、全日空を傘下に持つANAグループが、機内食や航空ラウンジで、山梨県内の食材を使った料理を提供するという報道が5月18日の新聞に出ているんですね。その中に甲斐サーモンレッドというブランド魚を使ったと書いてあるんです。私はその記事を見てすごいなと思ったんですけど、その後の評判や、今どんなところに供給されているか伺います。

原花き農水産課長    甲斐サーモンレッドでございますが、県内の養殖業者の中でも、非常に生産の技術を要するということが、それと、非常によい水を使ったものでないなりません。基本、刺身で食べるのが売りでございますので、そういった技術と水資源が甲斐サーモンレッドの養殖に合った業者でないと難しいということで、県内の養殖漁協、漁業協同組合の中でも、甲斐サーモンレッドをつくる協議会を設置しまして、審査基準をクリアした魚だけを供給しているという状況でございます。

そういったことで今、登録している業者が4業者、そのうち、甲斐サーモンレッドの作成につきましては2業者になります。甲斐サーモン全体ということになりますと、おおむね5業者ということになります。いずれ、非常に物珍しいというか、食味もよいということで評判はいただいております。先ほど委員の話にありましたANAのキャンペーンにも出させていただいており、問い合わせは幾つかいただいているところでございます。

ただ供給のほうは、残念ながら、今のところはおおむね40トン生産という状況です。先ほど申しました制約などにより、そのような状態になるわけですが、PRをしながら、販売促進をしていきたいと思っております。

現状では、県内の売店、旅館など、あるいは県外でも幾つかのレストランで、山梨の名物ということで料理等に使用いただいている実績がございます。

飯島委員            ANAのグループが機内食に使うという記事の最後に、後藤知事が、ANAは情報発信力が強いので、山梨全体の魅力を伝えてもらえると思うと、とても期待を込めているんですね。今、課長からも、人気があるという話があったんですが、

私の勉強不足かもしれませんが、ちょっと発信力が弱くて、なかなかみんなに知られていないなという感覚があるんですね。

また違う記事で、この甲斐サーモンレッドに関しては、ワインの醸造の際に出る県産の赤系ブドウの搾りかすを餌にまぜることで、高い鮮度を保ちつつ、甘みやうまみ、コクを高めることができる、全国の高級すし店に売り込みを図りたい、ということを県養殖漁業協同組合が言っているんです。もちろん御存じだと思いますけど。積極的に販路拡大とか、売り上げをふやそうという気持ちが何となく伝わってこないんですけど、どうでしょうか。

原花き農水産課長 大変申しわけありません。努力不足なのかもしれません。甲斐サーモンレッドという商標が取れたのは8月ですが、それ以前から甲斐サーモンは生産しているんですが、まだ十分、消費者の皆さんに浸透していないということの御指摘かと思えます。これにつきましては、先ほど話が出ました養殖漁業協同組合や、甲斐サーモン生産の協議会とも連携をしながら、積極的なPR活動を進めていきたいと考えております。

その一環として、最近、甲斐サーモンレッドのパンフレットを、ちょっと小さ目のパンフレットですが、養殖漁協でつくったりしております。そういったものの活用なり、先ほどANAの話がありましたが、県内外のイベントで甲斐サーモンレッドを活用していただいて、そこで宣伝するという取り組みはやはり必要だと思いますので、今後、関係機関と連携しながら、そういった取り組みを進めるなど、努力をしていきたいと思っております。

飯島委員 ブランド魚と言うぐらいですから、ブランドにしたということは広めるということだと思えますので、ぜひ、これを生かしてやっていただきたいと思えます。私も記事を見て、羽田にあるんだろうなとか思っているんです。例えば、この委員会でも視察で羽田を使うことがあるんですから、そういうときに当局を通じて、そこへ行って食べてくださいとか、そういうアピールも、やっぱり僕は必要だと思うんですね。その辺の細かいところのやりとりもやってほしいということを申し上げて。じゃあ最後、ちょっと部長からお願いします。

大熊農政部長 県産ブランド魚を広めることにつきまして、今、委員からお話ありましたとおり、ブランドとして、より広く知られ、また、より多くの人々に食べていただくことで、養殖業者の皆さんだけではなく、地域の活性化に資するよう、さらに取り組み強化していきたいと思っております。

(果樹試験場の施設等整備費について)

清水委員 サクランボについて、ちょっとお尋ねしたいんですけど。私の勉強不足かもしれませんが、温暖化対応の新品種を開発して、今度、量産性を確立するためにハウスを整備すると伺ったんですけども。私が見る普通のサクランボ農家って、この資料の左側の写真の設備ですよ。ですから、量産性を確立するためには、このポピュラーな、ごく普通の農家がやっている施設で量産化の確立をしていかないとと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

依田農業技術課長 委員御指摘のとおり、一般的な農家の皆さんは、この左側のような写真のサイドレスハウス、雨よけ施設というようなものを使っております。育種となりますと、親同士の交配をしなければいけません。親同士の交配をして、育種する目的に合った実がなるかどうか、そういったところを確実に確認しておく必要がございます。そうなりますと、育種している、あるいは育種した品種を栽培してい

る最中に雨が多く降ると、サクランボは果皮が非常に弱いので割れてしまいます。そういった割れとかが起こらない状況をしっかりつくり出して、試験研究の育種の精密性を図るということで、右のような写真のしっかりしたものをつくらせていただくということでございます。

清水委員           そうすると、右のようなハウスで確立できたら、今度はほんとうの量産性の確立を目指して、左のような一般的な施設で展開していくと、こういう手順ということでしょうか。

依田農業技術課長   こちらの果樹試験場のほうでは、山梨に適した品種、それからそれに適応した技術、こういったものをつくらせていただきまして、県では果実に関しますオリジナル品種ブランド化推進会議という会議を持っています。これにつきましてはJ A、あるいは育苗業者、こういった方々に入らせていただきまして、県内に囲い込めるような取り組み、それから早期にJ A、農家の皆さんに産地化を図っていただけるような取り組みをして、量産化に向けて産地化をしっかり図っていくということでございます。

(酪農試験場の施設等整備費について)

清水委員           もう1点、研究棟の件でちょっとお尋ねしたいんですけども。写真にある研究棟が従来のものであったということで、逆にびっくりして、こんなところで研究していたのかと思ったんですけども。ちゃんとしたものをつくってもらおうというのは、すごくいいことなんですけれども、研究棟ですから、いろいろな仕様があると思うんです。クリーン度がどうなのかとか、外と内の遮蔽をどうするか。そういう仕様というのは、日本のi P S細胞の研究みたいな、ああいう形をイメージしてよろしいのでしょうか。

依田農業技術課長   牛同士の交配をして、受精卵をとるといったことは現場サイドでも行われておりますので、クリーンルームのような、ほんとうに雑菌のないところまでにはつくらなくてもできるのかなと思っておりまして、一般的な精密工場よりも、もうちょっとラフな感じということでございます。

清水委員           わかりました。じゃあ牛については比較的ラフな研究棟という話でよろしいんですね。

依田農業技術課長   交配、交雑という場面は屋外でというようなところもあるんですけど、いざ、とった卵を、受精卵移植をさせるということになりますと、もう少し精密な場所で行う必要があるということでございます。

清水委員           わかりました。ありがとうございました。終わります。

(馬術競技会等誘致促進事業費について)

臼井委員           馬術競技場の施設の整備で、厩舎が2億8,000万円、50人近い収容のホースマネージャー棟が5,800万円とあるんだけど、国際基準に適合した厩舎と資料に書いてあるんだけど、馬というのは雨露しのぐぐらいでいいのかなと素人ながら思うんだけど、相当これは立派なものなんですか。

鎌田畜産課長       大会等で使用する乗用馬は非常に高価な動物ですし、神経質な動物ですので、やはり部屋も快適に使えるように広さもとってあります。その部屋の中で休んだ

り、それから食事をしたり、トイレをしたりと、そういうことになっております。

臼井委員 人間が50人入る施設が5,800万円。人間よりもっと高級なものかね。

鎌田畜産課長 馬がいないと大会になりませんので、馬は非常に大切ではありますが、決して人を軽視しているわけではありません。老朽化しておりますので、ホースマネージャー棟については、きちんと男女が別に宿泊できるようにするとか、そういったことに配慮しております。

臼井委員 別にあまりこだわるわけじゃないんだけど、人間の宿泊施設が厩舎の四、五分の1の費用で、馬は150頭ぐらいたそうだけど、これは入るの？ それで、これが約3億円近くかかるというのが素人には理解できないんだけど。国際基準にあわせると高価なものになっちゃうの？

鎌田畜産課長 今回、厩舎のほうは、馬房が150馬房分ありますが、国際基準の3メートル掛ける3メートルという広さをとっており、その中の2割は、3メートル掛ける4メートルの広さをとることが国際基準で定められておりますので、面積的にも、このような予算になっております。

臼井委員 課長、そうは言っても、国際基準というのは、ただ馬房が広くなればいいというだけじゃないんでしょう。何かあるんでしょう。だから、お金がかかるんじゃないんですか。

鎌田畜産課長 今の乗用馬は非常に体が大きいので、馬が快適に過ごせるよう、部屋の大きさも広くする。また、現在の施設は老朽化していて、ちょっとささくれ立っていたりということもあるんですけど、部屋の中も、馬がけがをしないようにする。そういうことも強化したような部屋になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(予定箇所表について)

清水委員 今回は公共事業がないので、箇所表が配付されていないんですけども、こういった審議するときには、課別説明書と一緒に箇所表が必要であり、我々も望むわけなんですけれども、十分な審査をするために、ぜひ事前に箇所表を提供、提出していただきたいということを要望したいです。しかも全員にですね。この委員会の委員だけじゃなくて、議員全員にお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

福嶋耕地課長 農政部の予定箇所表は、農政部の公共事業の予算を御審議いただく際に、公共事業をどこで実施するかという予定箇所をお示しさせていただくために、課別説明書の補足資料として配付させていただいているところでございます。事前に提供をという、委員からの御指摘がございましたけれども、配付のタイミングにつ

きましては、関係3部局とも調整するなど、検討させていただきたいと思います。

大柴委員長           また委員長からも各部に要望しておきます。

白井委員            今の清水委員の提案ですけども、率直に言って、出すんですけども、まるで時期外れみたいなきに出してみたりということがあって。そういうものは、できたらすぐ配付するというのは原則じゃないかな。別に関係公共3部がどうのこうのなんて、そんな議論の必要すらないと思うよ。何を議論するのか知らんけど、何の合意を得るのか知らんけども、出しなさいと言ったら、わかりましたでいいんじゃないかな。

福嶋耕地課長        どこの箇所に幾らという調整をした上で作成をして、委員の皆様へ配付させていたでいるわけでございますけれども、いずれにしましても、配付の時期につきましては、また関係部局と、その辺は調整をさせていただきたいと……。

白井委員            何を調整するの。

福嶋耕地課長        公共3部で足並みをそろえて対応させていただくというようなところもございますので、そこら辺の調整もさせていただきたいなと思います。

白井委員            求められたことはしっかりやれよ。そんなこと、理屈じゃないよ。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

※第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第107号 平成28年度山梨県営温泉事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(太陽光発電施設について)

飯島委員

12月13日の山梨日日新聞に、韮崎市に太陽光発電施設の建設計画があるという記事が載りました。東京都内の企業が大規模な太陽光発電施設を計画しているということですが、これを読む限りは、事業用地面積が29ヘクタール、最大出力1万4,000キロワット、県内最大級になるということになります。県はどういうふうにこれを把握しているのでしょうか。

秋元エネルギー政策課長 昨日の山梨日日新聞に掲載されました案件でございますけれども、この事業者につきましては、昨年のガイドライン策定前から相談を受けておりました、その際には景観、防災面の各種法規制の遵守、住民への説明、電力会社等との連携協議などについて指導を行ったところでございます。同事業者につきましては、ガイドライン策定直後の昨年11月に行いました事業者の研修会とあわせて、本年10月の研修会にも参加しております。本年の8月下旬にはガイドラインや改正FIT法に沿った事業の実施や、地域住民との合意形成につきまして、事業者に対しまして再度指導を行ったところでございますが、計画を翻意させるまでには至っておらず、引き続き地元の韮崎市とともに防災、景観、環境との観点から指導を行ってまいりたいと考えております。

飯島委員

前々から相談もあつたりと、企業が熱心に研修を受けているということですが、県条例では、15ヘクタール以上30ヘクタール未満の太陽光発電施設を建設する場合には、環境アセスが必要かどうか、県が判断することになっています。一昨年策定された、適正な導入を促す太陽光発電施設の適正導入ガイドラインは、全国知事会が主宰する第9回先進政策創造会議において、環境分野で第1位を受

賞した優秀な政策と承知してはいますが、これによると、計画地は立地を避けるべきエリアに該当するんですね。それは間違いはないですか。

秋元エネルギー政策課長 まず最初の御質問のアセスメントでございます。これは森林環境部の大気水質保全課が所管していますが、いわゆる15ヘクタール以上になりますので、今回のアセスの審議会で判定をする方向になっています。

それから、2点目のガイドラインに基づく御質問でございますけれども、当該地区につきましては、計画地の全域が太陽光発電施設の適正ガイドラインにおいて、立地を避けるべきエリアに入っております。蕪崎市の景観計画における重点地区であり、また、一部が砂防地域に指定されていると承知しています。これを踏まえた上で、本県、蕪崎市はともに、本県はガイドラインに基づき、それから蕪崎市は景観計画に基づきまして、これまで指導を行ってまいりまして、今後も引き続き防災、景観、それから環境の観点から適正導入に向けた指導を続けていきたいと考えています。

飯島委員 蕪崎市は蕪崎市の考え方があるし、本県は本県の考えがあるということなんですけれども。太陽光発電施設の適正導入ガイドラインについては、ただし書きで、強制力がないという書かれ方をしている、せっかく全国で優秀と評価されたものが、抜け道もあるように感じるところがあるんですね。私以外でも、この計画に反対する人は、そういう感覚を持っているかと思うんですけれども、そういうことに関して、県はどのような認識を持っているんでしょうか。

秋元エネルギー政策課長 ガイドラインにつきましては、委員御指摘のとおり行政指導でございますので、強制力はありませんが、10月末現在で、131社の太陽光発電事業者に対しまして、200回を超える指導を行っているところでございます。その中で、植栽がされていないところに植栽がされるとか、あるいは、まだ協議段階でございますけれども、面積の縮小が提案されるとか、あるいは、浸透ますの設備が整備されるとか、そういう意味では指導上の成果は着実に上がっていると考えています。それも、市町村とともに汗をかいて、ガイドライン、もしくは市町村の所管の条例なり指導要綱に基づいてやっている成果でございまして、今後ともに汗をかいてやっていきたいと考えております。

飯島委員 計画段階から具体的に折衝、話し合いを進めていくうちに、計画が変わって縮小ということもあるかと思うので、この最初の記事だけでは判断はできないのでありますけれども。やはり、景観あるいは防災の面からも大変な問題であって、蕪崎以外にもこういう施設があって、私は懸念する部分が多いです。

例えば、これとは別なんですけど、県外から別荘地に移住して、いい環境で住んでいたら、全然予想もしなかった太陽光発電施設が近くにできて裏切られたという例もある。今、本県は移住希望地ランキングの1位、2位ですよ。それが、こういうことをやる。こういうことと言っちゃいけないんですけど、裏切るようなことをしちゃうと、ほんとうにマイナスになっちゃうという思いがありますから、ぜひその辺は、県も、当該市も、それから専門家の技術審議会、そういうところも真摯に考えてやっていただきたいと思います。最後に、その方向性も踏まえて御答弁をお願いします。

秋元エネルギー政策課長 御指摘の別荘地の中に突然できてしまうという案件は私どもでも聞いています。やはり、事業者の地元に対する説明が不足している、特に電気事業者の場合、建設会社と違いまして、事前の挨拶であるとか、そういうところから欠

けているところがございます。そういう点も、今年度も説明会やセミナーの中で、地元対応を丁寧にしかりやりなさいと指導をしております。あわせて、市町村につきましても、今年は昨年度以上に連携をとってやっています、先ほど申し上げたことの繰り返しになって恐縮でございますが、ガイドラインもしくは市町村の条例、あるいは指導要綱等を踏まえ、一体となって汗をかいてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

清水委員

今の件で、ちょっと追加質問させていただきます。私は甲斐市なんですけど、甲斐市にも同じような事例が菖蒲沢というところにあつて、ここも20ヘクタール以下ならいいだろうということで、それが連結して4つもある。トータル百何ヘクタールで、問題じゃないかということで、今ストップになっているんですけども、29ヘクタール以下で、環境アセスをやるからいいだろうという問題だけじゃないと思うんですね。

地形がどうなのか、土砂崩れがどうなのか、そこにすんでいる動物はどうかと、いろいろな問題があるので、ただ面積だけでいろいろやるのは問題だというのが1つ。もう一つは、甲斐市もそうだし、韮崎市もそうなんですけども、それぞれの都市で、都市計画を一生懸命やっているわけですよ。ここは商業ゾーン、ここは工業ゾーン、ここは森林ゾーンというふうに。韮崎市も、ここは景観計画だと山岳森林ゾーンだったと。こういうものに対して、いきなり太陽光発電施設がぽつと出てくるということだと、市役所の人たちは、俺たちの仕事は一体何なんだって話になると思う。そうすると、いわゆる地方創生、地方の力というのが全然生きてこないということになると思う。今、いろいろな御意見をいただいたので、これからしっかり業者と話をさせていただくということと、業者も含めた住民の方の合意をとるといふか、協力体制を得るといふことが重要だと思いますので、ぜひその辺のところをしっかりとっていただきたいということをお願いしたいと思います。

秋元エネルギー政策課長 今御指摘がございました菖蒲沢でございますが、メガソーラー計画が幾つかございます。その中でもアセスにかからないものもございました。しかしながら、これにつきましても、今、継続して甲斐市と連携いたしまして、業者に対して指導を行っております、これからも引き続きやっていくつもりでございます。

それから、既存のいわゆるゾーニングがされているところに対する太陽光発電につきましても、なるべく早く情報を市町村あるいは県でお互いにとらえて、早い時期から指導を始めていくことが大切だと思っております。そういう点では、昨年度以上に今年、意を用いてやっているつもりでございますので、またその点、御指導いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

上田副委員長

今のことに関連するんですが、太陽光発電は買い取り制度なんかがあつていいんですけども、将来、更新期になったときに、買い取り制度みたいなのがなくなると、それがそのまま放置されるというのが課題だと思うんですね。そこら辺の指導といふか、そういうのはどういうふうになっているのか教えてください。

秋元エネルギー政策課長 いわゆる太陽光発電施設の維持管理、それから廃棄の問題につきましては、議会からも御指導いただいて策定いたしましたガイドラインで言及しています。国でも、環境省がガイドラインをつくっております、今年のセミナー、あるいは説明会等でも、維持管理と廃棄につきましても、あわせて業者に指導したところでございます。今後も特に維持管理、廃棄等の問題は重要になってくると

考えておりますので、来年度も、その点につきましては重点的に業者に対し指導を続けていきたいと思っております。

上田副委員長 勉強不足で申しわけないです。廃棄については、どういう指導になっているんですか。景気が悪くなったりすると非常に心配で。何か担保のようなものがとれるのか、とれないかわかりませんが、そこが非常に気になるんですね。将来、あれがそのまま残るといふ姿を想像すると。どんな指導になっているのか教えていただければと思います。

秋元エネルギー政策課長 ガイドラインの中でも、撤去、廃棄につきましては、いろいろな問題が懸念されており、廃棄物処理法に基づく適正処分の義務づけがございますので、それに沿った措置をしてもらうこと、あるいは、建設リサイクル法に規定がございますので、建設リサイクル法に基づく処理をしてもらうことが必要だとしています。

太陽光モジュール等につきましては、特定建設資材には該当いたしません、再資源可能なものにつきましては、できる限り再資源、いわゆる分別していただくこと。それから分別過程におきまして、有害物質等の発生抑制を行うこと。それから大気中への拡散や飛散防止に努めることが求められておりますので、こういう点に沿いまして、来年度も引き続き事業者を指導していきたいと思っております。

上田副委員長 ちょっとくどいですが、リサイクル法まで行くような格好になれば、当然それは、その法律に基づいてやれということになるんですけど、そこへ行かないのが恐ろしいんですね。放置されるという。エネルギー局の所管になるのかわかりませんが、やっぱり、そういうことって考えていく必要があるんですね。つくった後、そのまま放置されないような仕組みというのかな。そこら辺は、どうなんでしょうかね。

秋元エネルギー政策課長 特にその点につきましては、やはり地元市町村との連携が一番大事だと思っております。そういう点で今後、地元市町村と連携しながら、今、委員の御指摘がございました事項につきまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

主な質疑等 産業労働部

※第110号 指定管理者の指定の件

質疑

上田副委員長 まず、山梨県立中小企業人材開発センターはどのような施設なのか教えてほしいということ。それからもう一つ、指定管理者となる団体の山梨県職業能力開発協会。これもまた、どういう構成の、どういう組織なのか、あわせて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

横森産業人材育成課長 中小企業人材開発センターは、労働者の職業能力の開発や向上を促進するために事業者等が行う職業訓練と、国家検定である技能検定試験を実施するための施設でございます。平成2年3月に県が誘致をしまして、現在、甲府市大津町にございますけれども、当時、独立行政法人雇用能力開発機構が設置をしたものでございます。平成23年4月に譲渡を受けまして、以後、県の施設として管理しているもので、建物は本館と実習棟がございます。本館は3階建ての鉄筋コンクリートの建物、実習棟が鉄骨平屋建ての建物で、会議室や実習場を使って研修等をしているものでございます。

もう1点、今回の候補者になっております職業能力開発協会につきましては、職業能力開発促進法第79条の規定に基づき設立されている団体でございます。昭和54年4月に県知事の認可を受けて設立をされたものです。この協会は都道府県との密接な連携のもとに、民間における職業訓練や職業能力検定、その他、職業能力開発などの向上を目的に設立された公共的な団体でございます。協会が今やっている業務の内容ですが、先ほど言いましたように、技能検定試験を行ったり、認定職業訓練校としての運営をしていたり、技能まつりを開催する、あるいは職業訓練指導員の講習会などを開催するという職業訓練全般の業務を行う協会でございます。

上田副委員長 結果的に応募が1団体だったということですが、例えば、今言ったようなことをできるような団体はこの1団体以外にも可能性としてはあったんですけど、結果的に1団体の応募だったということなんでしょうか。経費等についても、経費節減への取り組み、とは資料に書いてあるんですけども、その辺はどう考えたらいいんでしょうか。経費節減につながったと考えたほうがいいのか、競争が働かなかったのか、働いたのか。どう考えたらいいのか教えてください。

横森産業人材育成課長 結果的に応募が1団体だったわけですが、この職業能力開発協会が、現在まで、24年度から5年間の指定管理も受けております。この現指定管理者の運営が適切に行われているということで、新たに29年度からの募集が始まったんですけども、現行を超える水準のサービスをより低廉なコストで実施することが、なかなかほかの候補者、会社のほうで難しいと判断されて、応募がなかったのではないかと考えております。

先ほどもお話をしましたとおり、この施設は県の委託を受けて協会が実施する技能検定をする会場ですとか、民間の職業訓練のための研修室を貸し出すという業務を行っておりまして、利用者がかかなり限定されるという、広く使われるようなものではないので、なかなか利益が出ないということで敬遠されてしまったのかなとは考えてございます。

ただ、1団体のみの応募だったわけですが、2カ月間と広く期間をとっ

て公募したわけですけれども、そのときには1団体しか出ないかどうかということは、協会にはわかりませんので、協会は県の基準額以下で必ず応募するということで、そこでは競争は働いていると考えております。

お手元の資料には年平均で1,422万7,000円とお示しをさせていただきましたが、消費税が8%から10%に変わるということを勘案すると、現在の年平均の1,433万7,000円と比べると、年平均で11万円ほど経費が削減される結果とはなっていますので、効果はあったものだと考えております。

上田副委員長　この積算の根拠がよくわからないんですけれども、少し安くなったということで、その比較によれば、その削減の効果があつたと、こう解釈しているということだと思えますけど。その積算のもとになったのは、指定管理になる前のこの協会ですか。協会の運営費や何かをもとに基準の額を決めたということなんでしょうか。

横森産業人材育成課長　現在の指定管理は24年から5年間の協定を結んでおります。その経費を見ますと、収支差額が現在のところ15万円程度ぐらいで、協会では、ぎりぎりといいますか、効率よく運用していただいております。その結果を見まして、財政課等とも協議をしまして、基準額を定めており、今までもほぼ妥当な金額だと判断しておりますし、今回の金額も妥当な金額だと判断しております。

上田副委員長　要は、その基準の考え方というのは、結局、今までやっていた実績などを勘案して、最低限このぐらいかなというところで県が積算して、求めるサービス水準の中で、もう少し安くできるかどうかということで公募していると、こういう考え方の解釈でよろしいのでしょうか。

横森産業人材育成課長　そのとおりでございます。毎年、指定管理者のほうからは実績報告書を提出していただきまして、それでモニタリング調査もして、この運営費自体が過大ではないかということも判断をして今に至っております。

上田副委員長　ここに選定理由が書いてあるんですが、利用者増加やサービス向上の考え方や手法が具体的でありということなんですけれども、どのように具体的なのか、教えていただけますか。

横森産業人材育成課長　利用者の増加を図ることは大変重要です。協会のほうでもサービス向上、利用者増加のために、ホームページをつくる際に、利用案内を充実したり、予約状況がよくわかるようにしています。また、利用申し込みも、利用者が早目に計画を立てやすいように、前年度の10月1日から申し込みを受け付けるということもやっております。

さらに特徴的なことは、繰り返し利用されるように、1回利用で1ポイント、10ポイントたまると、次回は1,000円割り引くというポイント制を導入したり、3月など利用の少ない月は、通常の2倍のポイントを付与して、できるだけ利用の平準化、予約があいている月がないように、サービスを促しているところでございます。

上田副委員長　利用者増加とありますが、実績としても、増加しているということによろしいでしょうか。

横森産業人材育成課長　24年度から公募によって今の指定管理になりました。その1年前は随

意契約で管理をしていましたけれども、そのときにも年5万1,000人ほどの利用者がございました。24年度以降から現在までは、平均しますと年5万3,000人ぐらいで、そのまま引き続き好調に利用されております。

清水委員 山梨県の産業界の98%が中小企業であると聞いていまして、その中小企業を引っ張っていく中小企業人材開発センターの話は今お聞きしているんですけども、候補者は管理運営の人的能力を有していると書いてあるんですけども、そこが山梨県にとっても重要だと思うんですね。この人的能力というのは、どういうことを言っているのでしょうか。

横森産業人材育成課長 このセンターは職業能力開発協会が運営をしているわけですが、先ほど言いましたように、技能検定や認定職業訓練の業務も含めて、この協会は正規職員と非常勤職員の総勢16名で運営をしています。その中で、このセンターにかかわる部分については正規職員2名と非常勤職員2名で、夜間まで講座がありますので昼間と夜を必ず2人体制で1人にならないように、4名でローテーションを組んで間違いのない運営をしています。残り12名の方も、技能検定や、みずからの職業認定訓練などもやっておりますので、このセンターを動かすに当たって、そちらのほうの応援ももらえるということで、十分な人的な体制が整っていると判断をしております。

清水委員 もう1点お尋ねしたいんですけど。山梨県独自の地場産業や、たくみのわざのようなものの養成など、いろいろな企画を推進してレベルアップを図るといったことをこういうところではされているんですか。

横森産業人材育成課長 先ほどの技能検定の業務もここでやっております。直接この協会がそういうたくみのわざの伝承をしているわけではないんですけども、技能士連合会というところが協会と手を組んで事業などをしております。

これとはちょっと別の話にはなりますけれども、そういうところで技能の伝承などにも力を入れているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 (山梨のものづくり支援事業費について)

奥山委員 まず、山梨のものづくり支援事業費について伺います。今回3億1,780万円余ということで計上されていますが、この内訳について教えてください。

初鹿野企業立地・支援課長 3億1,700万円余の内訳でございますが、まず研究開発支援棟の整備事業費2億7,300万円余でございます。あと、研究開発支援機能の集約ということで、既存機器の移設費2,860万円余。それから備品の購入費1,600万円余ということでございます。

奥山委員 今回、研究開発支援棟を増設するということですが、この整備の工程について伺います。

初鹿野企業立地・支援課長 今後の事業の工程、予定について、おおむね説明させていただきます。まず、この交付金の交付決定が明年1月にございます。それから、それを受けまして、2月に地質調査、それから基本実施設計の入札を行います。基本・実施設計が明年7月に出てまいりますので、これを受けまして、建設工事等の入札を9月に行う予定でございます。着工後、明年度末の30年3月に建築工事を完了し、あわせて機器の設置、移設を行う予定となっております。

奥山委員 設計が明年7月に終わって、その後いよいよ建設のほうをとということなんですが、来年度内にこれは完成させてしまうということですね。

初鹿野企業立地・支援課長 そのような予定となっております。

奥山委員 短期間ですが、来年度中ということで頑張ってください。

富士工業技術センターは本県の重要な地場産業である繊維産業の支援拠点ということで長年存続しているわけですがけれども、積極的に今後も協力体制を整えていくということで、県のほうでも取り組んでいるようです。この事業によって、どういった効果を期待しているか、最後に伺って終わりたいと思います。

初鹿野企業立地・支援課長 効果ということでございますが、まず富士北麓地域は、御指摘のとおり、古くから地場産業としてカーテンや衣料、雑貨など、多品種生地の生産を行う数少ない、すぐれた産地でありまして、特に、織る前に糸を染める先染めとか、高密度に織り上げる、きめの細かい生地づくりを得意とした全国有数の産地だと認識しております。しかし近年は繊維製品の国際競争が激化いたしまして、これが非常に激しい状況にあり、生き残りのためには、国際的差別化のための品質向上や機能性の向上が欠かせないということで、高付加価値製品の開発が急務となっております。そのため、老朽化しております現在の実験棟にある、振動に弱いデリケートな精密な機器を入れられる研究開発支援棟を新たに整備いたしまして、あわせて事業者のネットワークをつくり、技術者育成のための研修会なども行うなど、より付加価値の高い製品開発につなげてまいりたいと考えております。

(U・I・Jターン促進事業費補助金について)

宮本委員 産の3ページの雇用推進事業費のU・I・Jターン促進事業費補助金について伺います。県内企業が人材を確保するというのは非常に重要だと思うんですが、この補助金の対象となる、事業の企画や運営に実績のある県外人材というのは、具体的にどういう人たちなんでしょうか。まず1つ伺います。

上野労政雇用課長 補助対象となる人材につきましては、新たな事業展開を行うために必要な知識や技能を有している必要がございまして、その分野での実務経験が10年以上ある30代から50代の方で、就業に際し、県外から県内へ移住していただける方を対象としているところでございます。

宮本委員 必要な技能とか知識というのは多分、企業のほうで決めるとは思うんですが、県内企業がそういった方々にアクセスするために、どういう支援をされているん

ですか。

上野労政雇用課長 産業支援機構の中に、企業の皆様のさまざまな、こういった人材が欲しいという相談を受ける拠点を設けておまして、そちらのほうで各企業の皆様のニーズをお聞きした上で、必要な人材像を把握しまして、県内外の人材ビジネス会社の皆様におつなぎをして、広く県内外から人を集めていただくという制度になっております。その集まった方々の中から、県外から移住していただく先ほどの条件に合った方が今回の補助金の対象になるという制度でございます。

宮本委員 そうすると、マッチングは産業支援機構のほうで決めて、その県内の企業が、この人がいいということで選んだ上での補助金ということと認識したんですが、そういう認識でよろしいですか。

上野労政雇用課長 はい、おっしゃるとおりです。ただ、なかなか見つけにくい人材の方もいらっしゃいますので、幅広く探した中で3カ月、4カ月とかかる場合もございますけれども、そういう中で探して、最終的には企業が、それぞれの方と面接をして、この方なら採用してもいいというふうに決まって成約になるということでございます。

宮本委員 ちょっと今、疑問が湧いたんですけど。必要な知識や技能は、その企業によって多岐にわたるので、産業支援機構が持っている情報の中だけの人にとどまらないと思うんですね。そういった場合、どのようにそういった方々にアクセスしていくのか。

上野労政雇用課長 産業支援機構の中の拠点で、県内外のいろいろな方を紹介してくれる人材ビジネス会社23社を登録しておまして、そちらのほうに情報を広く流した中で、県内外から探していただくということになっております。県内の情報ですと産業支援機構のほうでもかなり持っておりますが、県外の方というのは、なかなか情報がございませんので、そういったところを通じて情報を集めまして、県内企業が求める人材を探してくるという制度でございます。

宮本委員 ちなみに、こういった人材派遣会社を産業支援機構は使っているんですかね。もし答えられるようでしたら、教えていただければと。

上野労政雇用課長 今、手元にデータがございませんが、私どもの拠点のほうで広く募集をかけたまま、登録いただいたところがございます。また、年度途中で追加があったり、あまり紹介ケースがないところにつきましては入れかえを行ったりしているところがございます。

宮本委員 わかりました。マッチングも含めてということなんですけど。ちなみに、これまで県内の企業からいろいろな相談があったと思うんですけども、具体的に今どのような人材のニーズがありますか。当然、産業によって違うと思うんですけど、それも伺いたいと思います。

上野労政雇用課長 今、企業が求めている人材のニーズを多いものから順に申し上げますと、経営者を支える企業のマネジメント。総務とか、経理ですとか、そういった専門家の需要が一番多いところがございます。次に、生産性の向上ですとか、新たな製品の開発の推進。例えば工場の工程管理にかかわる方、もしくはIT部門の管理

者など、そういった方が2番目に多いところでございます。3番目につきましては、新しい分野の立ち上げや販路開拓。例えば医療分野に新しく進みたいので、その専門家がいないかといったような御相談が多いです。

宮本委員　　すばらしい補助金だと思うので、どんどん多くの企業の方に周知していただければと思います。先ほど課長のほうから、今回11件で、補正予算で450万円、プラス5件を見込んでいるということですが、これをさらに超えて申請があった場合は、どのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

上野労政雇用課長　　今回11件を見込んでおりますが、この補助金につきましては、予算上は雇用期間3カ月、1人当たりの給与50万円程度と想定しておりまして、その3カ月分、150万円の2分の1の75万円を上限額としているところがございます。中には給与額が50万円に満たない場合、また、試用期間も3カ月に満たない場合などもございますので、予算の範囲内で、さらに人数の追加などについては対応をさせていただきたいと考えているところです。

宮本委員　　最後に、成果というか、効果というか、なかなか定量的にはかりづらいものではあると思うんですが。今回、補正予算でも新たに450万円計上しているということで、企業としても、より一層、この制度を使っていきたいということがあると思うんですが、現時点で既に使っている企業の方たちがこの制度を使って、どのような効果というか、成果を得られているか。それを最後に伺って、私の質問を終わります。

上野労政雇用課長　　企業の声として、全国の人材派遣会社に声をかけて探してもらえるということです。なかなか自分の企業だけでは見つからない、また、人材会社を使っている企業の場合も、おおむね1社に限定されておりますので、たくさんの人材会社から探してもらえることが貴重だという御意見をいただいております。広いところから、企業が求める人物像に合った方を御紹介できるというのが最も大きな効果だと考えております。

(山梨のものづくり支援事業費について)

清水委員　　1つ前の質問に戻りまして、富士工業技術センターについて、ちょっとお尋ねしたいんですけども。研究開発機能を集約する拠点を3億円を使ってつくるとのことなんですけれども、その目的の一つに、成長産業として見込まれる分野とあるんですけども、これはどういう分野を目指しているのでしょうか。

初鹿野企業立地・支援課長　　富士北麓地域におきましては、古くから根づいた繊維産業がございます。先ほども申し上げましたように、この繊維産業が国際的な生き残りの競争にさらされておりまして、製品の高付加価値化が今求められているところがございます。また最近、富士北麓地域の中小企業の間で医療機器や航空産業に熱心に取り組んでいるところが数多く出てまいりまして、この2つの分野を富士北麓地域における成長産業と考えているところがございます。

清水委員　　医療機器や航空産業。航空産業といえば飯田がすごいやっていると聞いているんですけども。すごい新しい切り口でいいかなと思うんですけども、ぜひダイナミックにお願いしたいと思います。

課別説明書に製品の高度化を図るとあるんですけども、今、課長がおっしゃったように、当然、付加価値の高い製品開発を目指すんですけども、将来的には、

その商品力をつけて、山梨県のブランド化にレベルアップしていくということを言っているんじゃないかなと思うんですけども、高度化について、ちょっとお話しいただけますか。

初鹿野企業立地・支援課長 製品の高度化につきましては、さまざまな例があるかと思います。例えば繊維製品について申し上げますと、撥水性を今まで以上に高めた傘の生地の開発、それから、衣類の裏地に特殊な繊維を織り込み、温度によって通気性を調節するような製品、それから医療機器の場合ですと、最近、手術器具にチタンを使うことが多くなっておりますけれども、これが非常にかたく加工が難しいので、手術をする医師のニーズに合わせたチタンの手術用具の開発、そのようなことを製品の高度化と考えております。少ない1つの例ではございますが。

清水委員 先ほどの航空産業にしても医療産業にしても、コア技術をベースにした新しい技術確立で山梨の新しいブランド化に挑戦するということによろしいですか。

初鹿野企業立地・支援課長 そのとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(協同組合ファッションシティ甲府について)

宮本委員 4番の本県における中小企業高度化資金の貸付状況で、これまでの貸付累計780億円余で93団体とあるんですけど、12社しかいないのに、なにゆえ累計が93団体になるのか、ちょっと教えていただけますか。

高野商業振興金融課長 これにつきましては、昭和42年からの貸し付けの累計でございます。これまで制度を利用してきた団体数ということで御承知いただければと思います。

宮本委員 つまり、その12社が何回も利つけみたいのをしてきたという認識でいいんですか。

高野商業振興金融課長 説明が足りずに申しわけございません。これまで貸し付けてきた団体数と実績の金額ということです。この中に当然、組合も入っております。

宮本委員 わかりました。ありがとうございます。よく理解しました。あと最後に1つだけ。これは今後どういうふうになっていくんですか。

高野商業振興金融課長 先ほど御説明したとおり、今月の28日に甲府地方裁判所のほうから呼び出しがかかっておりますので、私どもが指定代理人として出席いたしまして、組合のほうの主張並びに調停委員の意見があれば、それを聞いてくると。あわせて、私どもの主張もその場で主張してまいるという状況です。

宮本委員 県の主張としては当然、債務を返済してくださいということを言い続けに行くという認識でよろしいですか。

高野商業振興金融課長 要望に対しての回答もそうでしたけれど、県とすれば、まずは債務の返済をお願いしたいという主張をするつもりでございます。

山田委員 特定調停ということで、支払不能に陥るおそれがあるところではありますが、私は、これ全部に県民の税金が投入されてということになると、非常に厳しいものがあるし、残った団体は、そういう言い方は失礼ですけど、まだ、ほかの企業よりは、はた目には元気な企業が多いのかなと私的には思っているんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

高野商業振興金融課長 何分これからの調停になりますので、組合のほうの主張をよく聞く中で、私どものほうでも、県の関係課長ですとか有識者で構成する中小企業の高度化資金貸付金管理審査会というものがございますので、その意見も聞きながら、なおかつ国のほうの中小企業基盤整備機構とも相談する中で、調停の中で県としての主張をしまいたいと考えております。

上田副委員長 今現在、国との関係はどうなっているか教えていただけますか。

高野商業振興金融課長 先ほどの資料3で御説明させていただいたとおり、国と県は協調融資という形で、県が窓口ではございますけれど、資金の大半を国の機関からという形で貸し出しております。審査につきましても、県が事前診断を行った後、国のほうでも診断を行うという二重の体制になっております。

上田副委員長 だから、国のほうにも債務がある。国のほうにも返さなきゃならない状況という認識でよろしいんでしょうか。

高野商業振興金融課長 先ほど説明いたしました18億円の貸し付けのうち、約3分の2は国の資金という状況でございます。

上田副委員長 ですから、まだ国にも返すものがあるということですよ。これまで全国一律の制度でやったわけですよ。想像ですけども、山梨県だけじゃなくて、この時代背景から考えると、全国でもこういう事例はいっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。だから、行政のできることというのは私はわかりませんが、全国一律の問題だから、こういう手段とか、そういうことも何か講じているのかどうか、ちょっと教えてください。

高野商業振興金融課長 このたびの特定調停の件につきましても、国のほうには報告をする中で、内容の相談を進めております。高度化資金の制度設計自体は国が進めておりますので、できること、できないことがはっきり決まっている中で、私どもも解決に向けて対応しなければいけないと考えておりますので、このことにつきまして、先ほど来の答弁と繰り返しになりますけれど、関係する機関、国も含めまして、よく相談をしながら進めていきたいと考えております。

上田副委員長 もう一つ質問ですけども、全国には同じような事例はないんでしょうか。

高野商業振興金融課長 手元に詳しい資料がございませんが、やはり全国でも同じような状況はあると承知しております。

飯島委員

まず、こういう資料を配付して説明していただいたことにお礼を申し上げたいと思います。11月19日に新聞に出たときから、委員会で話し合わなきゃいけないかなんて思っていたところでもあります。

私も説明を聞いてわかったんですけど、4社が2003年から4年にかけて相次いで倒産して、その肩がわりをしたというのが原因としてあるじゃないですかね。そこで4社の清算をしていけばね。できるか、できないかは別にして、していればこんなに圧迫しなくてよかったのにと思っていたところ、この資料説明の2ページの倒産組合員等猶予制度というのを活用したと今理解をしたんですが。でも、確かにこれで合法的にやったということもわかるんですけど、資料の5行目に、組合は、みずからのものでない債務の償還に強い抵抗を示したと。結局猶予をしたのにもかかわらず、こういう事象が起きてしまって、こういうことにつながったということは、やはり上田副委員長もおっしゃっていましたが、全国にいろいろな事例があって、そういうものを僕は学んできてないんじゃないかと。言い方はちょっと悪いかもしれませんが。

それで、過去において100億円余りが不良債権化して、うち6組合の債権回収会社に4億6,000万円ぐらいで売却した経緯がありますよね。実質的な県の損害額が47億円という事実があったときに、私はその委員会には属していなかったんですけど、ある委員が、こういうことを言っているんです。高度化資金に限らず明野処分場も、土地開発公社も、道路公社も、返済に苦慮し、多額の県費を投入しています。国の政策に無批判に追随し、県としての見解もなく、疑問や不安があっても放置していた県の体質が厳しく問われるべきです。高度化資金の一担当部署の問題ではなく、県庁組織を挙げて猛省と教訓、見直しが必要であり、県民が納得いく経過説明と抜本的な対策を求めますという、過去にこういう意見を言っている委員がいるんですね。それが生かされていないというか。それは時間的な余裕もなかったんですけど。

そもそも、これ県費ですから、やっぱり県民にもしっかりと説明をしないと。特定調停法というのがあるから、これで調停をすれば、また県費で返済でちゃんちゃんとなっているとしたら、県の責任はどこにあるのかなと思うじゃない。合法的にやってきましたよ、解決したからこれでいいんじゃないか、これじゃ済まないと思うんです。その辺は、どう思いますか。

高野商業振興金融課長 ただいまの委員のお話ですけれど、確かに平成24年当時、味のふるさと等をはじめとした100億円を超える債権の放棄という事実がございました。それ以降、私どもとしましては、債権の管理につきましては非常に力を入れて取り組んでいる状況でございます。味のふるさとにつきましては、融資をして、わずかな期間で倒産してしまった。なおかつ返済もほとんどなかったという状況でして、先ほど説明したように今回の組合は、もうずっと返済をしてきているという状況とは明らかに違うものだと認識しております。

組合の今後の要望については、先ほど来言っておりますように特定調停という協議の場がございますので、もし仮に、その協議の結果、県の主張が認められないというような事態になれば、当然、県としても責任があることになると思いますので、そのときには改めて責任の所在について検証する必要があるとは認識しております。

飯島委員

ちょっと強くというか、厳しくというか、過去の例があったので、私も紹介さ

せていただきましたけれども、やっぱり県民には、またかと、そうとられやすいので。ぜひその辺、注意してやっていただきたいと思います。

そもそも、この債務は、誰の債務なんですか。

高野商業振興金融課長 基本的には組合の債務と認識しております。

臼井委員

私は昭和58年から議会に出てきておりますから、この制度のスタートから、実はよく知っているんですけども。バブルの時代、3社集まれば協同組合ができるということで、いろいろな協同組合ができて、いろいろな高度化資金を使って、先ほど高野課長が答弁しておったように、元本を一銭も返さんうちにアウトなんていうのも、実はいっぱいあったわけですよ。そういう中で、このファッションシティの場合は、平成16年でしたかな、63年からですから、十数年余たってから倒産が4社ほどあったと。しかし、その倒産も、協同組合ですから、連体責任の範疇にあるものですから、組合員がいろいろな努力をしてやってきたという経緯は、私もよく承知しているし、また我々のいささか親しくしているような人たちが頑張って努力してきたことも事実なんですよ。

そういう意味で、この期に至って、連体責任がある協同組合員であるというのがゆえに、これだけの巨額を課していくということは、失礼な言い方ですけど、何とか健全に運営、経営していらっしゃる人たちに万一のことがあってはいけないということも、これは当然、この今の現下の経済情勢ですから、そういうことも考えなきゃいけない。おそらく、現在、組合に残っておられる方々は、一生懸命、倒産業者の返済もしてきたけども、もう限界だという状況に至ったのではないかなど。至ったのではないかなというより、至ったということは私も伺っていますけどもね。

役所もかつてはサービサーに債権を売ってということもやってきましたよ、高度化資金なんかでね。現下の情勢の中で大変厳しいので法的な対応に彼らもやむなくして出てきたという経過でありましょうから、今まで高度化資金を使ってきたいろいろな団体に比べると、精いっぱい努力してきたということは、それなりに評価なり、認めてあげなきゃいけないなと私は思うんですね、率直に言って。

さりとて、全て皆さんのおっしゃるとおりというわけにはいかない。そういう中で、法律に基づいて今回、組合側が、こういった調停に訴えてきたということですから、28日には県知事が裁判所に呼び出されているということですから、裁判所の調停の状況も、産業労働部は、逐一、我々の委員会に報告していただきながら、法律の定めるところによって解決をしていくというのが、現在であれば最上の方法かなと思います。当事者も努力をしないんじゃないくて、一生懸命努力をしてきて、リミットだ、限界だという状況に至っているということ、私も承知している一人なものですから、あえて、こんなことを言うんですが、ぜひ当局の、あるいはまた当該組合員の今の方針を可としてやっていってもらったらいかがかなと、私はこんなふうに思います。

平井産業労働部長 いろいろ御心配いただいてありがとうございます。いずれにしましても、今後、特定調停の中で、相手方に対して県の主張をしっかりとまいりたいと思っております。その上で、裁判所という公平・公正な第三者機関から調停が示されるということになろうかと思います。それにつきましては県では、先ほど申し上げましたように中小企業高度化資金貸付金管理審査会という弁護士や中小企業診断士といった外部の方を入れた機関で、しっかり審査をした上で、内容を見きわめて対応を検討してまいりたいと考えております。

さらに、それらを踏まえまして、当委員会をはじめとする県議会の皆様に最終的な判断をしていただくことになろうかと思えます。また、そのことにおきまして、県議会あるいは委員会に御報告あるいは御相談をさせていただき、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

大柴委員長            わかりました。委員会への報告だけは、しっかりお願いをいたします。

- その他
- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
  - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
  - ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月23日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
  - ・ 11月2日に実施した閉会中の継続審査にかかる県内調査について、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 大柴 邦彦